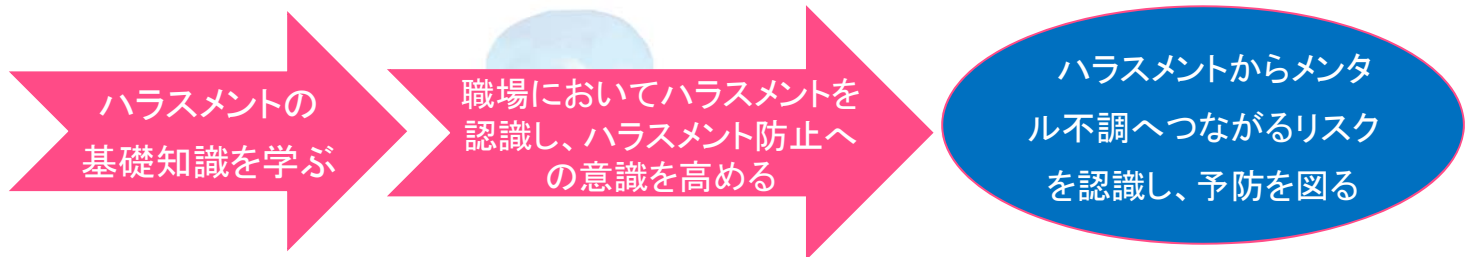




# ハラスメント防止研修

時代の変化に伴い、「ハラスメント」の種類が増加や、かつては当然視されてきたことがハラスメントとして問題となる可能性が予測されます。セクハラは男女雇用均等法、マタハラは男女雇用均等法と育児介護休業法のそれぞれに、事業主に対し職場でハラスメントが起こらないような雇用管理上の措置を講じるよう義務が課されています。

ハラスメントは個人間の問題ではなく雇用管理上の問題であり、問題化してからの解決は難しく、予防が大切であるという観点から、本研修では、その防止策について学びます。



- ◇ 日時 2019年7月3日(水) 14:00~15:30
- ◇ 場所 公益社団法人 南納税協会 3階大会議室
- ◇ 講師 特定社会保険労務士 辻真吾氏
- ◇ 主催 公益社団法人 南納税協会  
大阪市中央区谷町7-5-22 TEL 06-6762-2457
- ◇ 定員 50名(先着順)



**参加費**  
 会 員 無 料  
 他協会 2,000円  
 一 般 3,000円

※お手数ですが、下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

◇ ハラスメント防止研修 申込書 ◇

公益社団法人  
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

・会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住 所	〒	TEL	
		FAX	